

## 令和元年度弘前市資格取得チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、育児・介護等により離職した女性、40歳未満の若年末就業者をはじめとする求職者及びパート・アルバイト労働者等の就業又は就業環境の改善のために実施する資格取得に向けた訓練等の受講を支援し、早期就職又は就業環境の安定化による労働者の地元定着を図ることを目的として、令和元年度予算の範囲内で弘前市資格取得チャレンジ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業者 弘前市に住所を有する者であって、ハローワークを通して求職の申込みをしている失業者又はパート・アルバイト労働者（雇用期間の定めがある者又は労働時間が週30時間未満の者をいう。）をいう。ただし、次の各項目のいずれかに該当するものは除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条及び第134条の規定による学校に籍を置いているもの

イ 平成28年度から平成30年度までに市が実施した「若年者と女性のための資格取得支援事業」又は「中高年齢労働者等技能資格取得支援事業」を活用しているものの

ウ 本年度に補助金の交付を受けたもの

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第27条の規定による「母子家庭自立支援教育訓練給付金」の受給資格を有しているもの

オ 未成年者の場合においては、その親権者又は法定代理人の同意を得ていないもの

カ 平成29年度から令和元年度までにおいて納付すべき市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）を滞納しているもの

(2) 対象訓練 令和2年3月31日までに修了する訓練及び講習であって、次に掲げるものをいう。

ア 教育訓練 市内に所在する教育訓練施設で行われるものであって、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第1号の規定による一般教育訓練として厚生労働大臣が指定した訓練（通学により実施されるものに限る。）

イ 技能講習 市内に所在する技能講習施設で行われるものであって、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき実施される講習

(3) 補助事業 補助事業者が対象訓練を受講し、修了することをいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な入学料及び受講料（教材費含む。）とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の対象訓練の欄に掲げる区分に応じた補助金の額の欄に定めるものとする。

### (交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和元年度弘前市資格取得チャレンジ支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 有効期限内のハローワークカードの写し

(2) 対象訓練受講資格確認書（様式第2号）

(3) 教育訓練給付金支給要件回答書の写し

(4) 対象訓練についての概要及び経費がわかる書類の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、対象訓練受講開始日の5日前までとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和元年度弘前市資格取得チャレンジ支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和元年度弘前市資格取得チャレンジ支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に修了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和元年度弘前市資格取得チャレンジ支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）とする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和元年度弘前市資格取得チャレンジ支援事業費補助金事業修了（廃止）実績報告書（様式第6号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 対象訓練修了・受講証明書（様式第7号）。ただし、技能講習修了者は、技能講習施設の長が発行する証明書又は修了証の写しでも可とする。

(2) 対象訓練の受講に要した経費がわかる書類の写し（領収書等）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が修了した日（第5条2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和2年4月14日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和元年度弘前市資格取得チャレンジ支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）とする。

(補助金の請求等)

第11条 補助金の請求は、令和元年度弘前市資格取得チャレンジ支援事業費補助金請求書（様式第9号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

対象訓練	補助金の額
教育訓練	1. 補助事業者が女性及び40歳未満の若年男性の場合 補助対象経費の実支出額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる補助事業者にあっては、当該給付金の額を控除した額。以下同じ。）の合計額の3分の2に相当する額又は150,000円のいずれか少ない額  2. 補助事業者が40歳以上の男性の場合 補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額又は100,000円のいずれか少ない額
技能講習	補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額又は100,000円のいずれか少ない額

備考

- 1 補助金の額に1円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額とする。
- 2 補助事業者の年齢は、補助金の交付を申請した日をもって区別するものとする。